## ○武庫川学院施設使用に関する規程

昭和54年2月15日

改正 平成5年4月1日

平成7年4月1日

平成8年4月1日

平成9年9月1日

平成10年4月1日

平成14年4月1日

平成18年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、武庫川学院学舎等管理規程(以下「管理規程」という。)第5条に 定める学舎等の一時的な目的外使用について、学外者の使用許可に関し、必要な事項を 定めることを目的とする。

(施設の使用範囲)

- 第2条 この規程で施設の使用範囲は、次に掲げる施設をいう。
  - (1) 普通教室
  - (2) 体育館
  - (3) 運動場
  - (4) プール
  - (5) ホール(上甲子園キャンパス甲子園会館を除く。)
  - (6) 附属中学校・高等学校食堂
  - (7) 薬学部食堂
  - (8) テニスコート

(使用許可の制限)

- 第3条 学院施設等の使用目的が、本学院の教育方針に背反し、又は次の各号の一に該当すると認めた場合は、許可しない。
  - (1) 学院の教育計画に支障があると認めた場合
  - (2) 特定の政党又は宗教の政治活動又は宗教活動を目的とする場合
  - (3) 学院の施設等の保全上使用が、不適当と認められる場合
  - (4) 学院の秩序の維持を乱すおそれがあると認められる場合
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認められる場合 (使用許可手続)

- 第4条 使用を希望する者は、使用しようとする日の15日前に管理規程に定める使用許可申請書を施設部又は当該学舎の管理責任者に提出し理事長の許可を受けなければならない。
- 2 理事長の許可があれば、使用許可書を申請者に交付する。
- 3 使用を許可する場合に必要な条件を付すことがある。 (使用時間)
- 第5条 施設の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、学院において特に認めた場合はこの限りでない。

(使用許可の取り消し)

- 第6条 施設の使用許可に関し、次の各号の一に該当すると認めた場合は、許可を取り消すことがある。
  - (1) 学院の教育上支障をきたす事態が生じ、又はそのおそれがある場合
  - (2) 使用申請内容を偽り、その他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
  - (3) 使用が、第3条の各号の一に抵触するおそれが生じた場合
  - (4) 使用が、第8条の遵守義務に背反したとき。

(使用料の納付)

第7条 第4条第2項に基づき使用許可書の交付を受けた者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、理事長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第8条 納付した使用料は還付しない。ただし、特別の理由があると認めたときは、この 限りでない。

(使用料の減免)

第9条 理事長が、特に必要と認めたときは減免することができる。

(原状回復の義務)

第10条 施設を使用する者は、その施設を滅失し、損傷し、又は汚損したときは遅滞なく これを原状に回復し、又はこれに要する経費を負担しなければならない。

(使用者の遵守義務)

第11条 使用者は、この規程又はこの規程に基づく使用許可条件並びに指示事項に留意し 使用しなければならない。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、武庫川学院学舎等管理規程(昭和51年7月15日施

行)の定めるところによる。

附則

- 1 この規程は、昭和54年2月15日から施行する。
- 2 武庫川学院施設使用に関する規程(昭和40年6月25日施行)は廃止する。

附則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附則

この規程は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

## 別表

学舎各施設使用料

| 字告各施設使用料 |         |      |        |     |          |         |          |         |
|----------|---------|------|--------|-----|----------|---------|----------|---------|
| 学舎別      |         | 施設名称 |        |     | 使用料      |         |          |         |
|          |         |      | 午前9時~午 | 後1  | 午後1時~午後5 |         | 午前9時~午後5 |         |
|          |         |      | 時迄     |     | 時迄       |         | 時迄       |         |
| 中央キャンパス  | 普通教室    |      |        |     |          |         |          |         |
|          | 1~30人まっ | Ĩ    | 5,00   | 0円  |          | 5,000円  |          | 10,000円 |
|          | 31~100  |      | 10,    | 000 |          | 10,000  |          | 20,000  |
|          | 101~150 |      | 12,    | 500 |          | 12, 500 |          | 25, 000 |
|          | 151~200 |      | 15,    | 000 |          | 15, 000 |          | 30,000  |
|          | 201~250 |      | 17,    | 500 |          | 17, 500 |          | 35, 000 |
|          | 251~300 |      | 20,    |     |          | 20,000  |          | 40, 000 |
|          | 301~350 |      | 22,    |     |          | 22, 500 |          | 45, 000 |

|           | 351~400              | 351~400                              |     | 25, 000 |        | 25, 000  | 50, 000  |
|-----------|----------------------|--------------------------------------|-----|---------|--------|----------|----------|
| 体育館       |                      |                                      |     |         |        |          |          |
| アリーナ      |                      |                                      |     | 50,000  |        | 50,000   | 100,000  |
|           | 体操室                  |                                      |     | 25, 000 |        | 25,000   | 50, 000  |
|           | 温水プー                 | 温水プール                                |     | 100,000 |        | 100, 000 | 200, 000 |
|           | 鳴尾グラ                 | 鳴尾グラウンド                              |     | 50,000  |        | 50,000   | 100, 000 |
|           | 食堂                   |                                      |     |         |        |          |          |
| アゼリア      |                      |                                      |     | 50,000  |        | 50,000   | 100, 000 |
| クリステ!     |                      | リア                                   |     | 30,000  | 30,000 |          | 60,000   |
|           | テニスコー                | - F                                  |     |         |        |          |          |
|           | 1面                   | 1                                    |     | 1,500   |        | 2,000    | 3, 500   |
| 浜甲子園キャンパス | (附属中学<br>校・高等学<br>校) | 体育组                                  | 館   |         |        |          |          |
|           |                      | ホー                                   | ル   | 50      | , 000  | 50, 000  | 100, 000 |
|           |                      | 体操室   運動場   プール   食堂   体育館食堂   旧薬学食堂 |     | 25      | , 000  | 25, 000  | 50,000   |
|           |                      |                                      |     | 50      | , 000  | 50,000   | 100,000  |
|           |                      |                                      |     | 50      | , 000  | 50,000   | 100, 000 |
|           |                      |                                      |     |         |        |          |          |
|           |                      |                                      |     | 20      | , 000  | 20,000   | 40,000   |
|           |                      |                                      |     | 15, 000 |        | 15, 000  | 30,000   |
|           | (薬学部)                | 大講義室                                 |     | 50,000  |        | 50,000   | 100,000  |
|           |                      | 大教                                   | 室   | 30      | , 000  | 30,000   | 60,000   |
|           |                      | 食堂                                   |     | 30      | , 000  | 30,000   | 60,000   |
|           |                      | カフェア                                 | ェテリ | 20      | , 000  | 20, 000  | 40,000   |

## 備考

- 1 冷暖房を利用する場合は、使用料の20%を加算する。
- 2 使用時間を延長した場合は、延滞使用料を徴収する。その額は、延長した時間 (1時間未満の時間は1時間とする。) にそれぞれの使用料の1時間当たりの金額

を乗じた額とする。

音楽館 地下ホール使用料金

| H /KAH /L | <u>V / \Z/1311 \D.</u> |          |          |          |
|-----------|------------------------|----------|----------|----------|
| 区分        | 時間                     | 平日       | 土曜日      | 日曜・祝日    |
| 午前の部      | 9時~12時                 | 50,000円  | 80,000円  | 100,000円 |
| 午後の部      | 13時~17時                | 50,000円  | 100,000円 | 150,000円 |
| 午前・午後の部   | 9時~17時                 | 100,000円 | 150,000円 | 200,000円 |

マルチメディア館 メディアホール使用料金

| 区分  | 午前9時~午後1時ま | 午後1時~午後5時ま | 午前9時~午後5時ま |
|-----|------------|------------|------------|
| 平日  | 25,000円    | 25,000円    | 50,000円    |
| 土曜日 | 30,000円    | 30,000円    | 60,000円    |
| 日曜日 | 35,000円    | 35,000円    | 70,000円    |

## 備考

- 1 冷暖房を利用する場合は、使用料の20%を加算する。
- 2 使用時間を延長した場合は、延滞使用料を徴収する。その額は、延長した時間 (1時間未満の時間は1時間とする。) にそれぞれの使用料の1時間当たりの金額 を乗じた額とする。
- 3 消費税は別途5%を徴収する。